

令和3年 天草市農業委員会第2回総会議事録

令和3年2月24日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	11番	山並 彰一郎 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

10番	中村三千人 君
12番	井島安一 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本 馨	書記	山川裕輔
書記	井上拓海	書記	浦川優也

4、議事日程

開会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第9号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第5	議第10号 非農地通知書交付申請について
日程第6	議第11号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第7	議第12号 令和3年度天草市農業労働賃金標準額について
日程第8	報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和3年天草市農業委員会第2回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。県独自の緊急事態宣言が解除され、さらにコロナウイルスのワクチン接種が始まっております。感染者数が徐々に減ってきておりますが、気を緩めることのないように引き続き感染予防をお願い致します。令和3年2月14日に天草市長選挙があり、馬場昭治氏が天草市長に就任しました。農業委員会としては、これまで同様、相談・要望についてしっかり話合っており、地域の問題を解決していきたいと思っております。本日は全体で69件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、10番中村三千人委員、12番井島安一委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13番野中委員、2番中川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。亀場町の譲受人は亀場の譲渡人より、亀場町の畑888㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから南西へ約1.0km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑422㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約0.4km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑385㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した赤崎郵便局から南東へ約3.5km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の田 273㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した赤崎郵便局から南東へ約 3.5km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 5番について説明します。この農地は、令和 3 年 1 月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であり、空き家の売買契約が済んでいることを確認しています。岐阜県の譲受人は熊本市東区の譲渡人より、有明町の畑 393㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から北へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、指定農地を 5 年以上継続して適切に耕作する旨の誓約書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。倉岳町の譲受人は兵庫県の譲渡人より、倉岳町の田4714㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草倉岳高校から西へ約0.8km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7番について説明します。五和町の譲受人は大阪府の譲渡人より、五和町の畑1068㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所五和支所から南へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8番について説明します。天草町の譲受人は兵庫県の譲渡人より、天草町の畑 71 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下田南地区コミュニティセンターから南西へ約 0.2km、青色で着色した国道 389 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 先日現場確認にいき、特に問題ないと思いますが、農地の経営面積の中に、1年間の利用権設定が含まれていますが、下限面積を満たしていることで問題ないのでしょうか。

○事務局（山川裕輔君） これまでに今回のような申請で許可はでており、1年間の利用権設定でも下限面積を満たしていることで問題ないと思います。

○4番（松下敏明君） 分かりました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをご覧ください。9番について説明します。天草町の譲受人は天草町の譲渡人より、天草町の畑 593 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下田地区コミュニティセンターから南西へ約 0.2km、青色で着色した国道 389 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 先日現場を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10番について事務局より説明をお願い致します

○事務局（山川裕輔君） 10番について説明します。河浦町の譲受人は長崎県の譲渡人より、河浦町の田 3238㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧河浦高校から北西へ約 1.5km と 1.7 km、青色で着色した県道 280 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は京都府の法人で、志柿町の畑 1069㎡に地上権を設定して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した志柿地区コミュニティセンターから南へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して売電収入を得たいため、太陽光パネル 328 枚として整備する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の田801㎡を売買で取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北東へ約0.7km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する会社の駐車スペースが不足しているため、駐車場18台、通路、転回スペースとして利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は御所浦町の個人で、御所浦町の畑167㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牧島簡易郵便局から東へ約0.1km、青色で着色した県道龍ヶ岳御所浦線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に井島委員が欠席のため、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 山崎推進委員からお聞きしたところ、「現場確認にいき、問題ないと思う」とのことでした。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の5ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は五和町の地縁団体で、五和町の田 383 m²を贈与により取得し、集会所へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野郵便局から南東へ約 0.4km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため、例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、地区の集会所として利用したいため、集会所1棟として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、譲渡人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 5番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 682 m²を売買により取得して、倉庫及び作業場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から北へ約 0.2km、青色で着

色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、倉庫及び作業場が必要なため、倉庫 1 棟、駐車場 6 台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、譲受人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、始末書もでており、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はございませんか。

○8 番（淀川洋一君） 8 番淀川です。申請書の事業の必要性の理由にオリーブ栽培のための倉庫及び作業場が必要とありましたが、現場確認をしたところ建設関係の倉庫及び作業場に見受けられました。一般基準の申請地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正かどうか判断できないと思います。

○議長（本田実君） 他に質疑及び意見はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましては、事業計画が曖昧で適正かどうか判断できないため、事業計画の内容がはっきりした段階で申請を再度してもらうことよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は保留することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 6 番について説明します。転用者は福岡県の法人で、五和町の畑 98 m²を売買により取得して、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した鬼池郵便局から南へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅への通路が必要なため宅地拡張し、住宅 1 棟、駐車場 7 台、通路として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、譲渡人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第9号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第9号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の6ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が30件、再設定が14件、合計44件で、筆数104筆、総面積が116,477.39㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の4ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第10号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が2件、牛深地域が2件、有明地域が1件、倉岳地域が1件、五和地域が1件、天草町地域が1件、河浦地域が1件、合計9件。筆数は全体で14筆、面積は28,137㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の5ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の33ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した天草病院から西へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番・3番の地図です。黄色で着色した天草広域連合から北西へ約

0.7 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。2番について事務局は農地と判断しました。次が4番の地図です。黄色で着色した牛深高校から南東へ約1.5 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が5番の地図です。黄色で着色した牛深高校から南東へ約1.5 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番の地図です。黄色で着色した旧浦和小学校から南東へ約2.5 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が7番・8番の地図です。黄色で着色した天草倉岳高校から東へ約1.8 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番の地図です。黄色で着色した天草病院から北西へ約0.5 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が10番から12番の地図です。黄色で着色した下田南地区コミュニティセンターから南西へ約0.2 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が13番・14番の地図です。黄色で着色した旧河浦高校から北西へ約1.5 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番・3番について、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、事務局の説明のとおり、2番は農地、3番は非農地でご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、2番は農地、3番は非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 6番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 7番・8番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 9番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 10番から12番について意見及び質疑はございませんか。
- 9番（富崎ますみ君） 10番のスクリーンの写真で確認するとまだ山のような状態にみえないと思います。
- 事務局（山川裕輔君） スクリーンの写真の奥が今回の申請場所であり、現場確認で山のような状態でした。
- 9番（富崎ますみ君） 分かりました。
- 議長（本田実君） 他に意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 13番・14番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 11 号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司） お手元の資料 4 の 1 ページをご覧ください。11 月から欠員になっておりました、本渡北地区全域の農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。募集を 1 月 8 日から 2 月 3 日まで行い、その結果 1 名の推薦がございました。提案理由としましては、農業委員会等に関する法律第 17 条により、農地利用最適化推進委員を委嘱するには、農業委員会の承認が必要ですので、この議案を御提案いたすものであります。候補者についてですが、担当区域「本渡北地区全域」、氏名「山下正昭」、性別・年齢・住所は議案書に掲載のとおりでございます。2 ページをご覧ください。推進委員の推薦・応募書でございます。3 ページをご覧ください。履歴書でございます。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、農地利用最適化推進委員の委嘱について原案のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 12 号、令和 3 年度天草市農業労働賃金標準額についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司） お手元の資料⑤をご覧ください。議第 12 号、令和 3 年度天草市農業労働賃金標準額（案）についてです。表の構成は、左から作業種目、それから作業内容、単位は 10a 当たりの単価ですが、ハーベスターは 30kg、畦ぬりは 1m、一般農作業は 8 時間としております。その右側がそれぞれの標準額を提示しています。この表の作成につきまして、参考資料を 2 ページ以降にお付けしております。まず、資料 1 を見ていただきますと、県の最低賃金ですが、令和元年度の 790 円から令和 2 年度が 793 円ということで 0.38% のアップ率です。また、その下の令和 2 年改定表に産業別の最低賃金を提示しています。それから資料 2 に、管内の上天草市、それから苓北町の労働賃金標準額の比較表を示しております。上天草市と苓北町については令和 2 年度と比較して令和 3 年度の労働賃金標準額に変更はありません。表の最下段の一般農作業についても、前年同様 6,400 円に変更はありませんでした。次に資料 3 ですが、これは天草市内の 4 組合で適用している作業の受託表ということで提示しています。これら各組合の平均をとり、他の市町との調整を行っております。今回変

更しましたのは、水田あと平耕起を 1200 円増とし、畑耕起を 1,900 円増、コンバインによる刈り取りを 100 円増としております。また、コンバインによる刈り取りから乾燥・調整までを今回追加しました。今回の案ではコンバインによる水田あと平耕起と畑耕起が 1,000 円を超える増額となっております。3 ページの資料 2 の上天草市、苓北町と比べても妥当かと思われませんが、何分増減幅が大きいので慎重な審議をお願い致します。最後に、一般農作業につきましては、前年同様 6,400 円としております。そして、毎年最低賃金の改定が 10 月頃に行われますので、改定後の賃金が一般作業の賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないように気を付けていただくよう記載しております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

○6 番（玉田秀敏君） コンバインによる刈り取りから乾燥・調整について、乾燥を頼むときに量や時間が異なるため、標準額を設定せず、相対で決めて問題ないと思います。

○13 番（野中幸廣君） 私のところでは、水分量で金額を決めているため、1 反あたりで金額をだすのは難しいです。相対で問題ないと思います。

○会長（本田実君） コンバインによる刈り取りから乾燥・調整は追加しないことでみなさんよろしいでしょうか。

（賛成の声あり）

○会長（本田実君） 他に質問はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、農業労働賃金標準額については原案のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 34 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係の許可不要転用届は、1 件。農業用倉庫を建てたいというものでした。第 5 条関係の許可不要転用届は、1 件。携帯電話の鉄塔を建設するというものでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これもちまして、令和 3 年天草市農業委員会第 2 回総会を閉会致します。

16 時 00 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 中 川 徹

署名委員 野 中 幸 廣